

平成 23 年 3 月 14 日

各 位

西日本シティ銀行

### 東日本大震災による被害への支援対応について

この度の東日本大震災により被害に遭われた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。西日本シティ銀行（頭取 久保田 勇夫）では、被災者救援と災害復旧支援の一環として以下の対応を行いますので、お知らせいたします。一日も早い災害復旧を心よりお祈り申し上げます。

#### 1．資金繰りなどのご相談対応

被災地に生産拠点または営業拠点、得意先を有するお客さまにおかれましては、今後の資金繰りや業績への影響などについて、お取引店へ遠慮なくご相談ください。お客さまのおかれた状況に応じて、真摯に対応させていただきます。

#### 2．預金払戻し等の取扱い

- (1) 預金の通帳・証書・お届け印等をなくされた被災者の方につきましては、ご本人様の確認を行ったうえで払戻しの対応を行います。この場合、ご来店の際に運転免許証などご本人様であることを確認できる本人確認書類をご持参ください。
- (2) 定期預金等の期限前払出につきましても、ご事情によりご相談に応じます。
- (3) 震災による障害のため、支払期日が経過した手形につきましては、関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができるよう調整いたします。
- (4) 国債の証書・お届け印をなくされた被災者の方につきましても、ご相談に応じます。
- (5) 被災により汚れた紙幣のお引換えをいたします。

#### 3．義援金の取扱い

被害に遭われた方々の救援と被災地の復旧にお役立ていただくために、お客さまからの義援金の取扱いをいたします。お一人でも多くの方々のご協力をお願い申し上げます。詳細は、お近くの支店窓口までお問い合わせください。

以 上